

水道事業告示第3号

指定納付受託者及び指定公金事務取扱者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者、及び同法第243条の2第1項に規定する指定公金事務取扱者について、下記の者を指定したので、同法第231条の2の3第2項及び同法第243条の2第2項の規定により告示する。

令和7年4月1日

仙北市長 田 口 知 明



記

- 1 指定納付受託者及び指定公金事務取扱者の名称及び所在地
別紙一覧表のとおり
- 2 指定納付受託者及び指定公金事務取扱者に納付させる歳入等
 - (1) 水道料金
 - (2) 下水道使用料
 - (3) 温泉料金
- 3 指定納付受託者及び指定公金事務取扱者を指定した年月日
令和7年4月1日

別紙

指定納付受託者及び指定公金事務取扱者の名称及び所在地

名称	所在地
株式会社秋田銀行	秋田市山王三丁目2-1
地銀ネットワークサービス株式会社	東京都中央区日本橋本石町4-6-7 日本橋日銀通りビル5階
株式会社しんきん情報サービス	東京都港区港南一丁目8番27号
株式会社セイコーマート	北海道札幌市中央区南9条西5丁目421番地
株式会社セブン-イレブン・ジャパン	東京都千代田区二番町8番地8
株式会社ファミリーマート	東京都港区芝浦三丁目1番21号
株式会社ポプラ	広島県広島市安佐北区安佐町大字久地665番の1
ミニストップ株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬1丁目5-1 イオンタワー13階
山崎製パン株式会社	東京都千代田区岩本町三丁目10番1号
株式会社ローソン	東京都品川区大崎1-11-2
PayPay株式会社	東京都千代田区紀尾井町1番3号